

2026年度

静岡市 特別支援教育推進のためのガイドライン



■特別支援教育を推進するために

特別支援教育は一部の教員が担うものではありません。全ての教員が、障害のある児童生徒を含めた多様な児童生徒が通常の学級に在籍していることを前提として、全ての児童生徒に対し、高い学習効果が得られるわかりやすい授業づくりを進めるとともに、安全・安心に学び、生活することができるよう、多様性を尊重した学校づくりが求められています。

そのためには、まずは通常の学級の中で対応可能な方策、支援を十分に検討し、実施した上で、自立活動など特別の教育課程が編成できる通級指導教室による指導や特別支援学級の必要性を検討していくという段階的なプロセスが大切です。校内就学支援委員会等においては、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる就学先や学びの場について検討します。検討に当たっては、本人・保護者の意見を最大限尊重し、教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則としています。決定した学びの場は固定的なものではなく、それぞれの児童生徒の発達の程度や適応の状況等から必要に応じて柔軟に見直していくことが重要です。

少子化により学齢期の児童生徒の数が減少する中、特別支援教育に関する保護者等の理解や認識の深まりとともに、小中学校においても特別支援教育を必要とする児童生徒が増加しています。一人一人の力が発揮できる環境の整備が求められていることは国際的な潮流であり、学校を含めた社会全体が共生社会に向けた大きな変革の中にある中で、インクルーシブ教育システムの構築へ向けて、特別支援教育を推進することが重要です。本リーフレットは、国の施策や社会の動向、静岡市の現状、実際の取組を含めた今後の方向性を共有するためのものです。

静岡市教育委員会 学校教育課 特別支援教育センター



特別支援教育を取り巻く環境～国の動向～

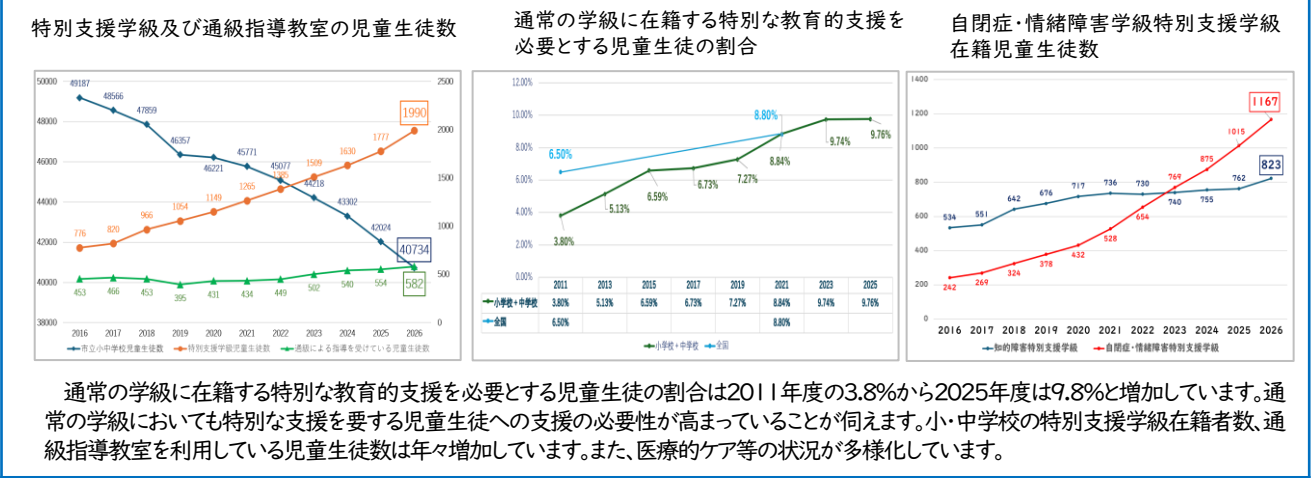
2006年	学校教育法等改正
2007年	障害者権利条約に署名 特別支援教育の本格的実施(就学先決定の仕組みの見直し等)
2011年	障害者基本法が改正
2012年	中央教育審議会初等中等教育分科会「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進(報告)」
2013年	障害者差別解消法の制定
2014年	障害者権利条約批准 障害者差別解消法施行
2016年	発達障害者支援法の改正及び施行
2021年	中央教育審議会答申『令和の日本型学校教育』の構築を目指して(特別支援教育がより重視された)医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律(以下「医ケア児法」と表記)

静岡市のこれまでの主な取組

2006年	発達障害通級指導教室を開設(宮竹小学校)
2007年	学校教育法の改正により特別支援教育の本格実施(「特殊教育」から「特別支援教育」へ)特別支援教育コーディネーターの指名 個別の教育支援計画の作成開始
2009年	特別支援教育センター開所 特別支援教育支援員の配置 巡回相談、専門家チームによるケース検討会議の開始
2013年	特別支援教育連携協議会の設置
2017年	肢体不自由通級指導教室の開設(清水有度第一小学校)
2018年	医療的ケア看護職員の配置開始
2019年	総合教育会議において「特別支援教育の充実」をテーマに検討 特別支援教育推進枠による教員採用開始
2020年	多人数・複数学年の自閉症・情緒障害特別支援学級に、非常勤講師を配置開始
2021年	特別支援教育実践力養成講座を開始

特別な支援を要する児童生徒の現状 ～本市教育の現状と課題～

通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒の増加
特別支援学級在籍・通級指導教室利用児童生徒数の増加



関係機関連絡先等***

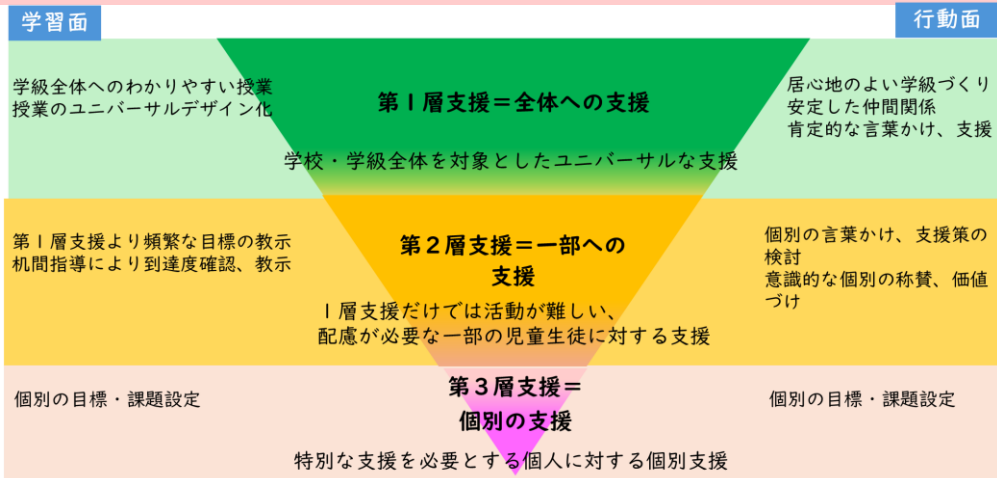
児童生徒支援課 生徒指導係(教育委員会)	生徒指導上の問題への対応、支援等	354-2533
こども若者応援課 こども若者相談センター	こどもや若者に関する諸問題についての相談 教育支援センターの運営	221-1314
子育て支援課 こども家庭センター	妊娠や出産、子育てに関する様々な相談、ひとり親家庭の支援サービスなど	葵区 221-1096 駿河区 287-8675 清水区 354-2429
静岡市発達障害者支援センター 「きらり」	発達に課題のある子どもの個々の特性に応じた手立てや支援に関する相談、助言	285-1124
医療機関	発達障害の診療等を実施している医療機関のリスト 「静岡県発達障害を診療可能な医療機関の公表について」	静岡県ホームページ

編集:静岡市教育委員会 学校教育課 特別支援教育センター
〒420-0071 静岡市葵区一番町50番地 TEL:054-255-3600 FAX:054-255-3601

基本的な取組について

方向性1 多様な教育的ニーズへの対応

「個別最適な学び」や「協働的な学び」の充実を図っていく上で、教師が特別支援教育に関する知識を得ていくことは、通常の学級における児童・生徒理解や教育支援という観点からも重要です。多様な教育的ニーズに対応するために、多層的な支援モデルに基づく第1層支援の充実を目指します。（学習面については、授業のユニバーサルデザイン化、行動面については多様性を認め合える学級づくり等）



【参考】指導の重点・主な施策 2023年戸田市教育委員会資料

《教育委員会の取組》

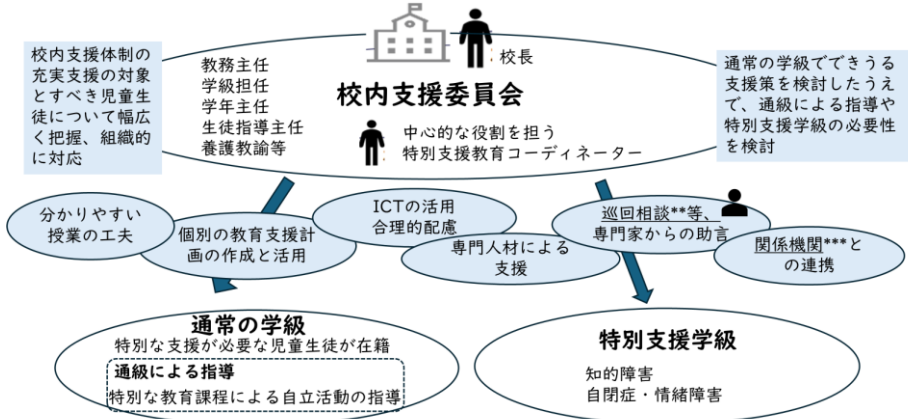
- 誰もが学びやすい教育のユニバーサルデザイン（UD）*を意識した授業づくり、学級経営、学校経営の推進
- 教育のUD*＝授業のUD、環境のUD、人的環境のUD
- 市内の好事例を周知し、全市に展開

《学校の取組》

- 多様な学び方の提供
- 児童がお互いのよさや多様性を認め合える学級づくり
- ICTの活用、合理的配慮の実施の推進
- 校内での交流及び共同学習の確実な実施（相互に学びあうシステム）

方向性2 校内支援を充実させる体制の構築

特別支援学級の担任や教科担任等だけで特別な支援を要する児童生徒に対応するのではなく、学校全体で組織的な校内支援体制づくりを推進します。また、特別支援教育の専門性の高い外部の人材を活用し、各学校及び各教員が、必要な時に必要な指導助言をうけることができる体制を整えます。



【参考】通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会報告(概要) 2023年3月文部科学省

《教育委員会の取組》

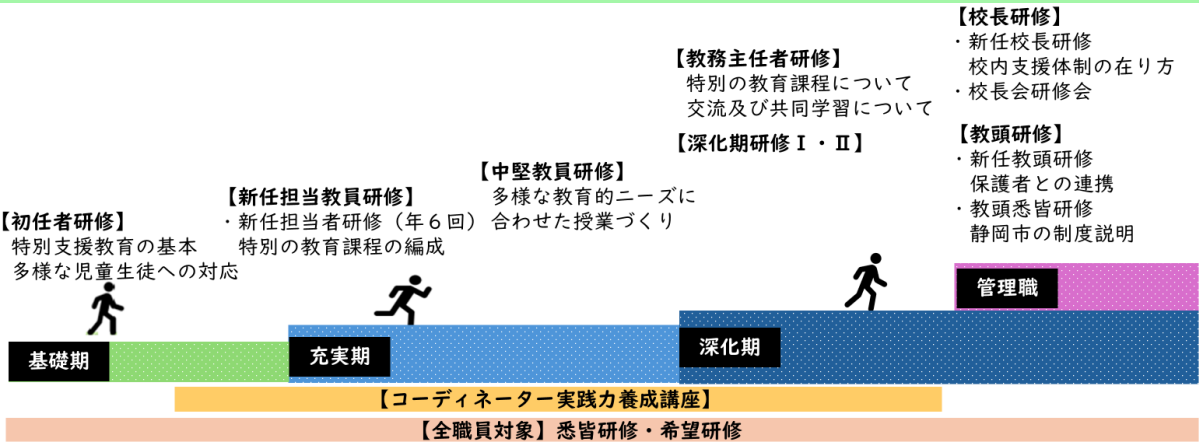
- 校内支援体制の中核となる特別支援教育コーディネーターの育成
- 特別支援教育支援員等、専門人材の任用、配置
- 専門性のある人材による巡回相談**の実施
- 巡回相談**＝児童生徒の教育的ニーズを把握し、必要な支援の内容と方法を明らかにするために、心理師等を派遣し、助言を行う。

《学校の取組》

- 校長を中心とした組織的な校内支援体制づくりの推進
- 特別支援教育コーディネーターを中心とした校内外の関係機関と連携した支援の充実
- SC等、校内の専門人材や関係機関***（裏表紙関係機関等絡先参照）との連携による支援の充実
- 特別支援教育支援員等、専門人材の効果的な活用
- 特別支援学校のセンター的機能の活用

方向性3 教員の専門性の向上と支援・指導の充実

全ての教員が特別な支援を要する児童生徒への支援の在り方について理解した上で適切な学級経営・授業づくりができるよう、また、指導経験の浅い教員も自信と意欲をもって指導に当たることができるよう、指導助言及び研修等を実施します。



【参考】特別支援教育に関わる教師の専門性向上に向けた方策 2022年4月文部科学省

《教育委員会の取組》

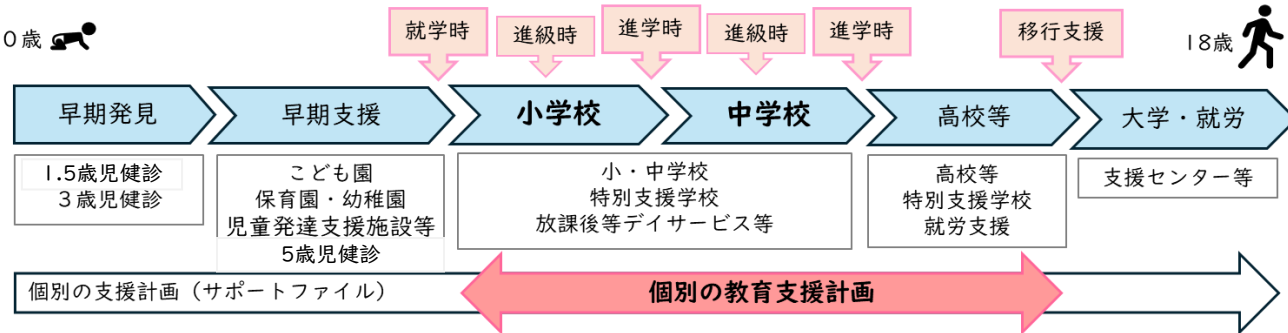
- 教員の特別支援教育に関する資質向上を図るためのキャリアステージごとの研修の実施
- 専門的な研修の実施（特別支援学級担任、通級指導教室担当、特別支援教育支援員等）
- 新任特別支援学級担任への伴走支援
- 教育委員会における学校訪問

《学校の取組》

- 特別支援教育に関する研修内容の校内での共有
- 校内における特別支援教育に関する指導、支援方法の共有（例：管理職または特別支援教育コーディネーターが、各教員の取組を価値づけ、校内で紹介する等）

方向性4 切れ目のない支援継続のための情報共有

個別の教育支援計画を作成、活用し、就学前から学齢期、社会参加まで長期的な視点で切れ目ない支援体制を整えます。また、相談や支援を求めている学校・教員や保護者等に対して、子どもの実態の把握及び相談活動を行い、その子どもに合った支援の方向や手立てについて適切な助言を行います。縦（幼・小・中・高）に切れ目のない支援体制づくりを推進します。



《教育委員会の取組》

- 個別の教育支援計画作成にかかる外部機関との連携を含めたアセスメントツール実証研究の実施
- 子どもの状況に合わせた支援に関する園や学校への情報提供、就学の流れに関するパンフレットの作成
- こども未来局等、関係各局との「横のチーム組織」による連携
- 医療、福祉等の関係機関と情報共有・連携強化

《学校の取組》

- 保護者との連携による個別の教育支援計画の作成、活用の推進
- 幼保こども園一小学校、小学校一中学校等、切れ目ない支援継続のための情報の共有
- 医療機関、放課後等デイサービスとの連携・支援の方向性の共有